三重県議会議員の政治倫理に関する 検討結果報告

令和4年2月18日

(資料編:令和4年10月26日更新)

三重県議会議会改革推進会議

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

○ はじめに

令和3年5月の代表者会議において「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の運用に向けての規定の検討について、議会改革推進会議で検討することが決定され、同年6月の議会改革推進会議役員会において、全ての会派からの委員 10 名で構成される「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」が設置された。

このたび、合計7回にわたる会議を開催し、検討を行った結果を報告する。

1 「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」についての検討経過

(1)会議発足の経緯について

検討を開始するに当たり、本プロジェクト会議の発足に至った経緯について、 委員間で確認を行った。

<概要>

議員によるSNS上での書き込みについて、令和3年4月5日の議長定例記者会見での質問に始まり、その後、5月21日に議会改革推進会議で条例の検討を行うことを決めるまで合計7回の代表者会議の経緯を共有した。

(2) 現行条例の確認について

他の自治体の条例を参考としつつ、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」 の現状と、現行条例の策定に至った経緯について確認を行った。

<概要>

- ① 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の確認
- ② 他自治体で制定されている政治倫理条例の確認
 - ・同様の条例を持つ他県議会 宮城県議会、長崎県議会、滋賀県議会、奈良県議会、福井県議会、 広島県議会、岩手県議会、鳥取県議会
 - ・人権侵害等の規定を持つ議会御殿場市議会、鶴ヶ島市議会、海南市議会、神栖市議会、
- ③ 平成 18 年条例制定の際に設置された政治倫理確立特別委員会の会議録の 確認

<主な意見>

- ・この会議のミッションは、倫理に照らし合わせてどう考えるかを明確にすることだと思うので、他自治体の条例で政治倫理規準に人権侵害をうたっているものを参考にしたい。
- ・これまで政治倫理審査会が設置された実績がないため、実際の流れがイ メージしにくい。政治倫理審査会の想定される流れを示してほしい。

(3) 現行条例の課題の検討について

現行条例の課題や実際の運用等について議論を行った。

<概要>

- ① 実際に政治倫理審査会を設置することとなった場合の流れの確認
- ② 条文ごとの課題の洗い出しと整理
- ③ 施行規則、逐条解説の必要性等について

<主な意見>

- ・前文と第1条の「県民」を「主権者たる県民」とし、県民が主権者だと明確 化してはどうか。
- ・前文の「厳しい倫理意識」よりも「崇高な倫理意識」が良いのではないか。
- ・2条の責務に、影響力を不正に行使しないよう努める旨の規定が必要。
- ・人権侵害や名誉棄損等について、政治倫理規準に追加すべき。併せて、前文 に人権意識という言葉を追加する。
- ・SNS 等の情報発信による人権侵害等(議員が扇動した第三者の行為を含む) を禁止する規定も追加すべき。
- ・時代が発展すれば SNS 以外の手段も出てくることが想定されるので、手段について書くのではなく、行為自体を禁止すれば良いのではないか。
- ・県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを禁止する規定も設けるべき。
- ・政治倫理審査会の設置を諮る場として、一部の会派の議員で構成される議会 運営委員会が妥当なのか。全議員を対象とすべき。
- ・政治倫理審査会で行う措置の種類について、辞職勧告と役職辞任以外も明示 的に列挙すべき。
- ・措置については、例示列挙ではなく限定列挙であるべき。
- ・審査会において、有識者の意見を聞くことができる規定になっているが、必 ず聞くようにすべき。
- ・委員の構成は、議員以外の外部委員も入れた構成にする必要がある。
- ・1人を多数で糾弾するような構図にならないよう、プロの弁護士なり弁護役 なりを設置してはどうか。又は、被審査議員が有識者1名を外部委員に推薦 できるようにしてはどうか。
- ・有識者には、措置を決定する際の議決権のようなものはない形で議論に参加 してもらってはどうか。
- ・会議は非公開ではなく原則公開で行うべき。
- ・罪刑法定主義の観点から、政治倫理審査会の設置に該当する要件(政治倫理 規準)について、極力曖昧さを排除して条文で規定すべき。
- ・この条例に関して、議員への周知徹底を行う必要がある。
- ・当選時に全議員に(政治倫理条例を遵守する旨の)宣誓をさせてはどうか。
- ・辞職した議員についても政治倫理審査会が設置できるような形が必要。

- ・県民からの審査請求も可能とすべき。
- ・条例に基づく審査請求をされた議員は報道等がされることによって、審査結果に関わらずその時点で影響を受けることが想定されることから、審査請求の要件は厳しくあるべきなので、その要件となる議員数を、12分の1以上から8分の1以上にして厳格化すべき。
- ・逐条解説を作成すべき。

2 検討結果

(1)検討の結果として合意に至った課題・解決案

現行条例の課題について検討した結果、条例についての課題とその解決案について、以下の内容について合意に至った。

<概要>

- ① 条例第2条の責務に、現行規定と重複しない内容で、不正な影響力の行使について自覚を求める行為規範を示す形の文言を加えること。
- ② 条例第3条の政治倫理規準に、人権侵害、名誉棄損及び差別的行為(インターネットを通じて行われるものを含む)の禁止規定を設けること。
- ③ 条例第6条第1項第8号の審査会の運営に関して、原則非公開から原則公開へと変更すること。ただし、非公開とする場合の要件等を明確にしておく必要がある(二次被害の発生の恐れがある場合、被害を受けた方が望まない場合など)こと。
- ④ 同項第3号における重要な勧告について、辞職勧告と役職辞任以外の措置を明示的に列挙し、取り得る措置の種類を明確にしておくこと。
- ⑤ 同項第4号によって有識者からの意見聴取等を行う場合について、複数人から意見を聴取する等して公正さが担保されるよう、逐条解説に記載をすること。
- ⑥ 議長の改選時に議長から政治倫理条例を遵守するよう言っていただくな どし、条例の周知徹底を行うこと。
- ⑦ 当該条例の逐条解説を作成すること。

(2) 合意には至らなかった課題・意見

議論の結果、合意に至らなかった課題や意見は以下のとおり。

<概要>

- ① 条例前文と第1条の「県民」を「主権者たる県民」とすること
 - ・・・「主権者たる」をつけることによって、対象となる県民が有権者に 限定されると解釈され得るため。
- ② 条例前文に「人権意識」を追加すること
 - ・・・倫理の中に人権意識も含まれるので、あえて加筆する必要はない との意見があった。
- ③ 条例前文にある「厳しい倫理意識」を「崇高な倫理意識」とすること
 - ・・・崇高という言葉を自らで使うことに違和感があるとの意見があり、 「厳しい」という言葉の意味を今一度確認したうえで現行どおり とした。
- ④ 辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できるよう規定を設けること
 - ・・・辞職した議員に対して政治倫理審査会を開いたとしても、審査会 としての着地点が不明。今後の議会運営のための参考人として招 致するのであれば、その場は政治倫理審査会ではない等の意見が あった。
- ⑤ 当選時に宣誓を行うなど、説明責任の明確化を確認するための規定を設けること
 - ・・・条例の周知徹底を行うことが重要で、宣誓までは不要。
- ⑥ 法令とは別に、県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを 当該条例で禁止すること
 - ・・・法律の規定よりも厳しい基準とするには、更なる情報収集や広範 な議論が必要等の意見があった。
- (7) 県民による審査請求を可能とする規定を設けること
 - ・・・必要性は理解できるものの、実行するためにかかる費用や事務的 な負担を考えると現実的ではなく、県民の代表としての議員が自 浄作用を以て議会として対応するとの意見があった。
- ⑧ 条例第5条の三重県議会議員政治倫理審査会の設置について、設置を諮る場を議会運営委員会から全議員を対象とする場に変更すること
 - ・・・審査の請求要件をクリアすれば自動的に審査会が設置されるより も、議会運営委員会における審議を経て慎重に対応するべきとの 意見があった。
 - 一方で、議会運営委員会の多数決で決まるとすれば、その時の議会 運営委員会の会派構成によって判断が偏ることが危惧される。設置 についての判断が、県民視点で透明性のあるものとならなければな らない等の意見があった。

- ⑨ 外部の有識者の意見を必要に応じて聴取できる規定から、必ず聴取することとする規定に変更すること
 - ・・・条例としては「できる規定」であっても、審査会で判断しかねる 場合や専門的な内容となる場合は必ず複数の有識者からの意見を 聴取することや、求めに応じて有識者を審査会の議論に参加させ られることなどを逐条解説において記載しておくべきとの意見が あった。
- ⑩ 被審査議員が政治倫理審査会の参考人として有識者1名を推薦できる規定を設けること
 - ・・・被審査議員による有識者を推薦する趣旨としては、審査会の場が 一方的な糾弾とならないよう、審査会全体として公正不偏なもの とすることで、例えば逐条解説で、被審査議員から有識者への意見 聴取等を求められた場合はその意向を尊重する旨を記載してはど うかとの意見があった。

一方で、第一義的には議員本人が説明責任を果たすものであると の意見や、被審査議員の推薦を認めるのではなく、審査会として複 数人の有識者を選任することで公正さを担保すべきとの意見もが あった。

3 検討結果を踏まえて想定される対応

- (1) 合意に至った課題に対する対応
 - ①現行条例の改正

現行条例の規定に反映すべき課題について、条例を改正する。

②逐条解説の作成

条例のみでは実際の運用に際して不明瞭な点や疑義が生じる可能性がある ため、当該条例に関する逐条解説を作成する。

③条例の周知徹底

「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の趣旨を全議員に周知徹底する ことが不可欠であるため、例えば議長交代時など、継続的に条例を確認し徹底 する取組みを行う。

(2) 合意には至らなかった課題に対する対応

合意には至らなかったものの問題提起された課題については、今後、議論が 必要となった際の参考とする。

(3)条例の見直し

今後、政治倫理審査会を設置・運営した際の課題など、必要に応じて、条例 等の見直しを行う。

4 資料編

- ・三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿
- ・「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」の設置について
- 検討経過

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿

役職	氏 名	会 派 名
座長	小島 智子	新政みえ
副座長	服部 富男	自由民主党
委 員	北川 裕之 (令和4年3月9日まで) 藤根 正典 (令和4年4月18日から)	新政みえ
委 員	川口 円	新政みえ
委 員	津田 健児	自由民主党
委員	村林 聡	自由民主党
委員	谷川 孝栄 (令和3年9月22日まで) 倉本 崇弘 (令和3年9月22日から)	草 莽
委 員	今井 智広	公明党
委員	山本 里香	日本共産党
委員	稲森 稔尚	草の根運動いが

(※敬称略)

「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」の設置について(令和4年4月18日一部追加)

令和3年6月9日の議会改革推進会議役員会において、三重県議会議員の政治 倫理に関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたの で、次のとおり処置する。

1 名称

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

2 目的

- (1) 三重県議会議員の政治倫理に関する検討を行い、検討結果を取りまとめる。
- (2) 三重県議会議員の政治倫理に関する条例改正等の作業を行う。

3 構成

(1) 10名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自由民主党3名、草莽1名、公明党1名、日本共産党1名、 草の根運動いが1名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。 (座長は新政みえ、副座長は自由民主党)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

検討経過

【令和3年度】

【7413年度】		
年 月	日	内 容
令和3年 6	月9日	議会改革推進会議役員会
		・三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト
		会議を設置
6	月28日	第1回プロジェクト会議
		・座長及び副座長等の確認
		・会議の運営及び今後の進め方等について確認
		・現行条例の課題について各会派で検討することを依頼
8	月2日	第2回プロジェクト会議
		・政治倫理審査会を設置した場合に想定される流れを確認
		・現行条例の課題について各会派からの報告と委員間討議
9	月15日	第3回プロジェクト会議
		・第2回プロジェクト会議で出された意見の論点を整理
		・地方自治法等法律の条文の確認(議員の議案提出権、懲
		罰理由、被選挙権の喪失による当選人の失格)
		・他団体の事例の確認(施行規程や逐条解説の整備状況、
		審査会で決定する措置の種類)
		・今回の議論を踏まえて整理する論点について各会派で検
		討することを依頼
10	月20日	第4回プロジェクト会議
		・第3回プロジェクト会議で整理した論点に対する各会
		派からの報告と委員間討議
12	2月10日	第5回プロジェクト会議
		・第3回プロジェクト会議で整理した論点に対する各会
		派からの報告と委員間討議(前回の続き)
12	2月22日	第6回プロジェクト会議
		・前回までの委員間協議を踏まえた合意状況を確認
		・検討結果報告書の骨子を確認
令和4年 2	月18日	第7回プロジェクト会議
		・検討結果報告(案)の内容について委員間討議

【令和4年度】

年 月 日	内 容
令和4年 5月12日	第8回プロジェクト会議
	・プロジェクト会議検討結果に基づく対応案を確認
	・政治倫理に関する条例の一部改正(素案)と同条例逐条
	解説(素案)を確認
	・素案をもとに委員間討議
	・今回の議論を踏まえて検討課題となった項目を整理し、
	その対応策について各会派で検討することを依頼
5月27日	第9回プロジェクト会議
	・検討課題とその対応案について、各会派からの報告と委 員間討議
	・今回議論された方向性や新たな課題を踏まえて、各会派
	で検討することを依頼
6月8日	第 10 回プロジェクト会議
	・前回議論された方向性や新たな課題ついて、各会派から
	の報告と委員間討議
	・今回議論された方向性や新たな課題を踏まえて、各会派
	で検討することを依頼 (2回目)
6月16日	第11回プロジェクト会議
	・前回議論された方向性や新たな課題ついて、各会派から
	の報告と委員間討議 (2回目)
	・合意に至らない項目が2項目あり、次回は正副座長案を
	提示し調整することとなる
7月11日	第 12 回プロジェクト会議
	・正副座長案の方向性を提示し、委員間討議
	・正副座長案の方向性について、各会派での検討を依頼
9月8日	第 13 回プロジェクト会議
	・正副座長案の方向性について、各会派からの報告と委員
	間討議
	・合意に至らない項目が1項目あり、次回は正副座長案を
10 🗆 17 🖂	提示し調整することとなる
10月17日	第14回プロジェクト会議
	・正副座長案を提示し、委員間討議
10 🖽 20 🖽	・合意に至り、各会派で最終確認することを依頼
10月26日	第15回プロジェクト会議
	・全ての会派の合意を確認し、条例改正案及び逐条解説案 ・が確定
	が確定